

東局総企 4 - 52  
東局徴管 1 - 80  
令和 8 年 4 月 17 日

一般社団法人東京法人会連合会  
会長 齋藤 保 殿

東京国税局 徴収部  
管理運営課長 目関 満

### 業務センターへの郵送等に関するお願いについて（周知依頼）

税務行政につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京国税局では、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しており、令和 8 年 7 月以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております。

内部事務のセンター化により、申告書や申請書等を業務センターで処理することとしているため、納税者や税理士の皆様には、書面を送付する際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

つきましては、貴連合会の会員の皆様に対して、別添「業務センターへの郵送等に関するお願い」について周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署への送信をお願いいたします。

おって、所轄税務署から各単位会へ、同趣旨のお願いをさせていただきますので、御承知おきください。

引き続き、税務行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局では、「内部事務のセンター化<sup>(※)</sup>」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております（別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」のとおり。）。

内部事務のセンター化実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署への送信をお願いいたします。
  - 書面により提出する場合は、別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」の対象署に対応する業務センターへの郵送をお願いいたします。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧

都道府県		業務センターの現名称 (令和8年4月現在)		業務センターの新名称 (令和8年7月10日以降)		内務事務のセンター化の対象署	
東京都	東京都	東京国税局業務センター 江東東分室	東京国税局 東京上野業務センター	東京国税局 東京上野業務センター	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所 ※上記郵送先住所は、令和8年4月現在の郵送先であるため、同年7月10日以降 の郵送先住所は、同年7月11日以後の国税庁ホームページを参照してください。	令和8年4月現在 小石川、本郷、東京上野、浅草 本所、向島、江戸川北、江戸川南	令和8年7月10日以降 小石川、本郷、東京上野、浅草、本所 向島、江東西、江東東、江戸川北、江戸川南
	東京都	東京国税局業務センター 大手町分室	東京国税局 大手町業務センター	東京国税局 大手町業務センター	令和8年7月10日、東京国税局東京上野業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局東京上野業務センターとなります。	江東西、江東東	-
	東京都	東京国税局業務センター 渋谷分室	東京国税局 大手町業務センター	東京国税局 大手町業務センター	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、大森 雪谷、蒲田、中野、杉並、荻窪、王子、板橋、練馬東、練馬西 杉並、狹津、豊島	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿 荻原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷、中野 杉並、狹津、豊島、王子、板橋、練馬東、練馬西、立川、栗原山
	東京都	東京国税局業務センター 葛飾分室	東京国税局 葛飾業務センター	東京国税局 葛飾業務センター	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。	荒川、足立、西新井、葛飾	荒川、足立、西新井、葛飾
	東京都	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	東京国税局 武蔵府中業務センター	東京国税局 武蔵府中業務センター	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。	八王子、青梅、武蔵府中、町田、日野	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中 町田、日野、練、相模原、厚木、大和
	東京都	東京国税局業務センター 甲府分室	東京国税局 甲府業務センター	東京国税局 甲府業務センター	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。	甲府、山梨、大月、諏沢	甲府、山梨、大月、諏沢
	東京都	東京国税局業務センター 横浜南分室	東京国税局 横浜南業務センター	東京国税局 横浜南業務センター	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、戸塚	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、神奈川、戸塚、横浜
	東京都	東京国税局業務センター 川崎南分室	東京国税局 川崎南業務センター	東京国税局 川崎南業務センター	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。	川崎南、川崎北、川崎西	川崎南、川崎北、川崎西
	東京都	東京国税局業務センター 平塚分室	東京国税局 平塚業務センター	東京国税局 平塚業務センター	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。	平塚、鎌倉、藤沢、小田原	平塚、鎌倉、藤沢、小田原
	東京都	東京国税局業務センター 千葉西分室	東京国税局 千葉西業務センター	東京国税局 千葉西業務センター	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに統合し、同日 以降の郵送先は、東京国税局大手町業務センターとなります。	千葉東、千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋 館山、木更津、佐原、茂原、成田、東金	千葉東、千葉南、千葉西、銚子、市川、船橋 館山、木更津、佐原、茂原、成田、東金、柏

※ 上線文字は、令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる業務署や、新たに設置を予定している拠点を示します。